

内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令案について（概要）

令和 5 年 12 月
内閣府大臣官房政策評価広報課

1. 改正の趣旨

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）により新設される情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第16条では、「国は、情報通信技術の進展の状況を踏まえ、手続等並びにこれに関連する行政機関等の事務及び民間事業者の業務の処理において、国民の利便性の向上及び行政運営の改善を図る観点から情報通信技術を効果的に活用することができるようにするため、必要な施策を講じなければならない」旨を規定している。

当該規定内容を踏まえ、デジタル技術の効果的な活用を推進するため、行政機関等が処分通知等において利用可能な電子署名等の制限の緩和を行う必要がある。

2. 改正の内容

本府令は、公益信託の引受けの許可に関する申請等や内閣総理大臣が処分通知等を行うに当たり、電子情報処理組織を使用して行う場合の方法について定めたものである。

このうち処分通知等において利用可能な電子署名等の制限の緩和を行う必要があることから、以下のとおり所要の改正を行う。

- ① 電子署名の定義に政府認証基盤（GPKI）の官職証明書及び地方公共団体組織認証基盤（LGPKI）の職責証明書に基づく電子署名を追加することで、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）第2条第1項の定義に該当するか否かに関わらず処分通知等のデジタル化においてこれらの利用が可能であることを明確化する。
- ② 現行の規定では、電子証明書の作成を前提としていない立会人型電子署名については、電子署名法第2条第1項の定義に該当する場合であっても利用できないため、電子証明書の添付に係る規定を削除し、立会人型電子署名の利用を可能にする。なお、電子証明書の作成を前提とする当事者型電子署名も引き続き利用可能である。

3. 公布日・施行日

- 公布日：令和6年1月予定
- 施行日：公布日